

裁判司法研究会と新生裁判正常化道志会の活動を振り返って

2014年8月21日の第一回の研究会の開催以来、裁判司法研究会は、権力からも、司法村からも、あるいはその他の裁判司法の現状に依存するいかなる勢力からも独立した活動主体として、さまざまな方向から日本の裁判司法の問題点を調査研究してきました。それは、司法が判断・決定した具体的な裁判事例、その多くは、本来あるべきと考えられ期待されている司法のあり方を逸脱した、不当で、誤ったものですが、そのような実例研究にとどまらず、日本の司法の制度的な特質、その歴史的な形成過程の批判的検討、あるいは、国連総会決議における司法のあるべき姿とそこからの現実の司法・裁判所の乖離などの調査研究にまで広がるものです。

この研究活動の主体である裁判正常化道志会は、裁判所のあり方のゆがみの是正を求めて積極的に活動している山村三郎前会長や、東京高裁の前で裁判所の監視活動を行っている大高正二氏が設立した裁判正常化研究会を受け継いだ団体ですが、本年1月16日の研究会・例会での発表で明白に指摘されたように、この元の会の活動は、裁判所に対する市民的な批判的な考え方が成立することを恐怖し、憎悪した裁判所当局の悪辣な弾圧、攻撃を受け、深刻な損害を被りました。特に、大高正二氏に対して東京高裁の当局が仕掛けた、権力犯罪そのものとしか言いようのない「810 転び公妨事件」では、裁判所のあまりの醜悪な姿に多くの会員が戸惑い、その当時の会員の多くが共有していたある前提、裁判所が有しているだろう最低限の良識、つまり自浄能力の具備の前提が崩壊し、それまでに想定していたよりもはるかに深淵で根本的な分析と対策を施さなければ、この異常な裁判・司法の害悪を克服することができないと覚悟することを強いられました。

そのような認識から、裁判司法の問題点を、独立した観点で研究し、意見交換しあえる恒常的な場を設けることが必要であると痛感され、当研究会の開始に至りました。

研究会においては、出席者間あるいは会員間の世界観や哲学的な存立基盤の相違が明らかになり、さまざまな(おもに裁判司法とは別の分野における)問題点で、議論が平行線になり、結論をまとめることができない事態も経験してきましたが、それはこの会の弱さを示すものでなく、多様な分野から、政治的、思想的な相違を超えて、現在の日本の裁判司法のあり方について、独立的に検討することができる場が確保されつつあるという意味で、この会の本来の目的が達成される兆しであるとさえいえます。

現実の裁判司法の誤った行為は、日本国にはそれを矯正する機能が存在しないという事実のために、現在も放置されています。このような状況を踏まえれば、本会の究極の目的を実現することのためには、多くの苦難を伴う長期の活動が要求されるでしょう。しかし、多くの日本の国民が、裁判所は無条件に正しく、裁判官は無条件に尊敬すべき人々であり、その判断には無批判に服従すべきだと盲信している状況の中で、司法の絶対性の前提を廃棄し、独立的に批判的に司法の行為、判断、あるいは司法そのもののあり方を検討する場が確立されることに究極的な意義がある点は自明であり、本会の継続はその一助になると確信されます。

歴史的に見ても、社会の悪弊を是正する場合に発生する抵抗は強烈で、特に権力のあり方に関する改善の努力は、それが小さな、妥当な試みであっても、むしろ正しい試みであればあるほど、権力の反動にさらされることとなります。今後も、当会の活動は、あるいはあからさまな司法当局の攻撃、あるいは司法当局による裏からの懐柔などにより、解体・消滅の危険性と隣り合わせの状態を耐え続けなければならないことでしょう。本会は権力も財力もない国民・人民・市民の集まりで、それは、あたかも弱点のように見えます。しかし、その性格こそが、本会の目的の前提であり、その将来の成功の根拠であることを強く確認し、今後もその活動に力を注いでいくべきと思います。

裁判正常化道志会は、2015年8月24日の研究会・例会で、毎年4月1日から、翌年の3月31日までを事業年度とすることを決めました。つまり、今月の3月は事業年度末に当たります。3月末日までを、新生の裁判正常化道志会の第一回年度としますが、年度の期首は、2015年4月1日ではなく、裁判司法研究会の第一回研究会を開催した2014年8月21日とします。

第一期の事業年度を終えるに当たり、期の活動を振り返り、達成すべきと定めたこと、達成できたこと、できなかったことを整理し、目標をどのように定め発展させるとともに、困難であっても達成すべき目標にどのように近づくことができるのかを見据えて、来期の活動につなぎたいと思います。

2016年3月17日

巫召鴻